

大阪府守口市長 殿

受 理 令 和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知

(1)	(よみかた) 氏 名	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
	生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	昭和 平成	年 月 日
(2)	住 所				
	(住民登録を しているところ)	世帯主 の氏名		世帯主 の氏名	
(3)	本 籍				
	(外国人のときは 国籍のみを 書いてください)	番地 番		番地 番	
	筆頭者の 氏名	筆頭者の 氏名			
	父母及び養父母 の氏名	父	続 き 柄	父	続 き 柄
	父母との続 き 柄	母	男	母	女
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父	続 き 柄	養父	続 き 柄
		養母	養 子	養母	養 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏	新本籍 (左の☑の氏の人が既に戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 番地 番		
(5)	同居を始めた と	平成 令和	年 月	(結婚式をあげたとき、又は、同居を始めた ときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	☐ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別)	年 月 日	☐ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別)	年 月 日
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	☐ 夫 ☐ 夫 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 妻 ☐ 妻	1. 農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から 99人までの世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々又は1年未満の契約 の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯		
	(8) 夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業			
その他					
	届出人署名 (※押印は任意)	夫	印	妻	印
	事件簿番号	連絡先(昼間連絡が取れる電話番号)			
		夫	-	-	(自宅・勤務先・携帯・その他)
		妻	-	-	(自宅・勤務先・携帯・その他)

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

●届書の提出は1通でさしつかえありません。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住 所	
本 籍	番地 番

→「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ ☐にあてはまるものに☒のように印を入れてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者になっていない場合には、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものは含まれません。

◎署名は必ず本人が自署してください。

住民登録について

婚姻届を出されても住所は変わりません。
住所変更をされる場合は、別途手続きが必要になります。

